

最高裁秘書第745号

令和7年3月18日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年3月5日に答申（令和6年度（最情）答申第19号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第10号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年4月26日（令和6年度（最情）諮詢第10号）

答申日：令和7年3月5日（令和6年度（最情）答申第19号）

件名：修習専念資金の貸与を受け、支払を免れた利息相当額について雑所得として申告する義務があることを説明した際の文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「修習専念資金の貸与を受けた場合、通常であれば支払う必要のある利息相当額の支払を免れ、実質的に同額の利益を得たことに基づく所得を雑所得として申告する必要があること（大阪地裁令和4年12月22日判決、大阪高裁令和5年7月26日判決及び最高裁令和5年12月22日決定）を、司法研修所が司法修習生に説明した際の文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年3月18日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習生が修習専念資金の貸与を受けたことに基づく所得税の確定申告義務の存在を司法研修所から説明してもらっていない場合、確定申告において不可避的に過少申告をしてしまうこととなる。そのため、本件開示申出文書は当然に存在するといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、第1記載の申告の義務について司法研修所から説明がない場合、司法修習生が確定申告において不可避的に過少申告をしてしまうことになるから、本件開示申出文書は当然に存在する旨主張する。

しかし、本件開示申出文書を作成すべき定めはない。念のため、本件開示申出文書を探索したが、存在しなかった。したがって、本件対象文書を作成も取得もしていない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同年11月15日 審議
- ⑤ 同年12月13日 審議
- ⑥ 令和7年2月21日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を作成すべき定めはないと、本件開示申出文書を探索したが、存在しなかったことを説明している。この点につき、当委員会庶務を通じて確認した結果として、最高裁判所が作成した一部の修習期用の修習給付金に関する案内文書において、修習給付金の給付及び修習専念資金の貸与に伴って所得税等に関する手続が必要となる場合があるので留意してほしい旨、手続の詳細や不明な点については税務署等に問い合わせたりして確認を怠らないようにしてほしい旨の指摘があったが、これを超えて所得税等の取扱いについて説明する記載はされていないことが認められた。その他に、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められず、上記最高裁判所事務総長の説明が特段不合理であると

はいえない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕